

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法に基づき「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合は「出席停止」となります。出席停止期間については、下表のように規定されております（令和5年5月8日現在）。

医師の診断を受けましたら、下記に保護者が記入のうえ、学級担任に提出してください。（担任→保健室）

	病 名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸症候群(SARS)、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症など)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

出席停止報告書

生徒氏名 _____ 科 年 組 番 氏名 _____

出席停止理由 _____ 罹患のため _____

出席停止期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日 _____

医療機関名 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____